

高浜町海外留学委託業務実施要項

1 目的

次世代を担う中学 3 年生から高校生及び18歳までの生徒等を対象に、海外留学を通じて、コミュニケーションの能力を高めるとともに、幅広い視野を持ち、国際的感覚を磨き、グローバル社会の中で主体的に生き抜く力を身に付けることを目的として、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

高浜町海外留学委託業務

(2) 業務内容

別添、「高浜町海外留学委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 履行期間

契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

令和7年度 金6,590,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和7年度における費用の総額とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意すること。なお、見積金額が提案上限額を超えた場合は、失格とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

また、本プロポーザルに参加する提案者が契約締結までの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 高浜町から指名停止(指名除外を含む)を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

(6) (5)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

4 公募スケジュール

内容	期間等
公募開始及び募集要項 配布期間	令和7年5月30日(金)から 令和7年6月9日(月)午後5時まで
質問書の受付期間	令和7年5月30日(金)から 令和7年6月4日(水)午後5時まで(必着)
質問書の回答	令和7年6月5日(木)午後5時までに回答
1次審査 参加申請書、提 案書等の提出	令和7年6月9日(月)午後5時(必着)
1次審査の結果通知	令和7年6月10日(火)
2次審査 企画提案書類の 審査及びプレゼンテーショ ン(ヒアリング)	令和7年6月11日(水)
2次審査結果の通知	令和7年6月中旬(予定)

5 申込方法等

(1) 募集要項等の配布

本募集要項等は、下記「14 担当部署及び問合せ先」において配布する。また、町ホームページにおいても公開する。担当部署における配布は、午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)とする。

(2) 質問の受付及び回答

本業務に関する質問と回答は下記の通り行う。

- ① 提出様式 質問書(様式第1号)
- ② 提出期間 令和7年5月30日(金)から6月4日(水)午後5時まで
- ③ 提出先 「14 担当部署及び問合せ先」に同じ。
- ④ 提出方法 電子メール

※メールの表題は「高浜町海外留学委託業務への質問」とすること。
電話での質問は認めない。

⑤ 回答日

令和7年6月5日(木)午後5時までに、町のホームページ上で随時公開する。なお、質問書に対する回答は、本募集要項を補足及び修正するものとして取り扱うものとする。

⑥ その他

他社の提案内容や審査員の氏名等、選考の公平性を損なう恐れのある質問には回答しない。

(3) 企画提案書類等の提出

企画提案書類等は、持参(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)、郵送(書留郵便に限る。)又は宅配便による。郵送又は宅配便の場合には、事前に「14 担当部署及び問合せ先」に連絡すること。

① 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を全て提出するものとする。

書類名	様式	制限枚数	提出部数
参加申請書(有印) (様式第2号)	A4 所定	—	1部
事業者概要	任意	なし	7部
企画提案書	任意	20ページ 程度	7部
見積書(有印)	任意	—	1部
見積内訳書	任意	—	1部

② 企画提案書類等の記載事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加申請書	・ 会社名、代表者氏名、住所、担当者氏名、連絡先を記載すること。
会社概要書	・ 会社名、住所、資本金、設立年月日、従業員数、事業内容が記載されていること。 ・ 法人登記に係る全部事項証明書(謄本)を添付すること。(履歴事項証明書(閉鎖されていない登記事項の証明)を含むものに限る。原本の写しを可能とする。) ・ 「国税納税証明書」及び「市町村税(都税)証明書(担当事業所に課税されている全税目において未納の無いことを証明できるもの)」を添付すること。(いずれも、令和7年1月以降に取得したものに限り。原本の写しを可能とする。) ・ 個人情報の管理状況について
企画提案書	・ 別紙「仕様書」及び「提案依頼事項」に基づき、企画提案書を作成すること。
見積書	・ 本業務の実施に必要な経費を総額で記載すること。 ※消費税及び地方消費税を含むこととする。
見積内訳書	・ 項目ごとに分けて作成すること。 ※消費税及び地方消費税を含むこととする。

(4) その他

提出期限以降の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

6 選考方法

(1) 第1次審査(書類審査)

参加資格要件を満たす者の中から、提出書類を審査し、一定基準に達し、かつ効果が期待できる業者3社以内を選定する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

企画提案書、プレゼンテーション等の内容を参考に、「8 審査内容及び配点」に基づき、審査員が評価・審査し、最優秀提案者及び次点者を選定する。なお、本プロポーザルの参加希望者が1社であっても同様とする。

7 プレゼンテーション

下記のとおり企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

(1) 日付 「4 公募スケジュール」に記載の日付

(2) 場所 高浜町役場 ※時間及び会場は後日通知する。

(3) 内容 「8 審査内容及び配点」を参照

(4) 時間

1社につき45分(準備時間 10 分、プレゼンテーション20分、ヒアリング及び質疑応答15分)とする。

(5) 注意事項

- ・原則、参加申込順に実施する。開始時間については個別に連絡する。
- ・プレゼンテーションに出席する人数は3名までとし、本業務に携わる主担当者(再委託先含む)が説明すること。
- ・提案内容を簡潔に説明すること。ただし、企画提案書の理解を深めるためにアプリやシステム管理画面等のデモンストレーションを行うことは構わないものとする。
- ・プロジェクターで表示し説明することは可能とするが、パソコン等の必要機器は各事業者が持参するものとする。(プロジェクター、スクリーン、電源コードは当町にて用意する。)
- ・事業者による、会場内での録音、録画は禁止する。
- ・提案プレゼンテーションは非公開とする。
- ・進行は、当町の職員が行い、説明者はその指示に従い説明等を行うこと。

8 審査内容及び配点

提出された書類一式及びプレゼンテーションでは、下記の項目について評価を行い、配点表(審査員1人当たり100点満点)に基づき採点する。また、要件定義調査書については、下記の基準により採点する。

(1) 企画提案書の審査項目及び配点

	項目	主な評価ポイント	配点
1	基本方針	基本方針が仕様書に整合し、有効かつ妥当であるか	10
2	実施体制	(1)留学先での生徒に対するサポート体制、緊急体制が整っているか。	10
		(2)留學生徒のけがや事故への保険等の対応が整備されているか。	10
		(3)留學生徒の宿泊場所及び受入語学学校を、適正に選定することができるか。	10
		(4)教育委員会との連携が適正に行われ、高い安全性かつ教育効果を選定することができるか。	10
3	組織・業務の実績	これまでの留学に関する委託業務に実績から、留学に係る業務を確実に遂行できるか。	10
4	研修体制	(1)留學生とその保護者に留学に必要な研修を十分に提供できるか。	10
		(2)語学学校における研修プログラムが、仕様書の目的を達成できる内容となっているか。	10
		(3)現地での異文化体験活動が、仕様書の目的を達成できる内容となっているか。	10
5	高浜町のニーズへの対応	・提案内容の説明や質問に対する応答が明快であるか。 ・取組み姿勢に熱意が感じられるか。	10
合計			100

9 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、参加申請書等は無効とする。ただし、この場合においても、「12 その他の留意事項」に掲げるとおり提出書類等の返却はしない。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 「3 参加資格要件」各号に定める要件を満たさない者が提出したもの。
- (4) 記載内容に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) この要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき。

10 選考結果の通知

「4 公募スケジュール」に記載の期日までに全ての提案事業者の結果通知を送付することを予定している(ただし、辞退の事業者を除く)。

11 契約

契約の締結は、本プロポーザルで選定された契約候補者を優先交渉者とし、契約内容及び見積金額に係る協議を行い(提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容変更等を含む)協議が整い次第、見積徴収を行い、地方自治体施行令第 167 条の 2 第 2 項に定める随意契約の方法で契約を締結する。

辞退その他の理由により優先交渉者と契約ができない場合は、次点の契約候補者との契約の交渉を行う。

12 その他の留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、当町から指示があった場合を除き認めない。
- (4) 提出された書類は、必要に応じて複写(当町での使用に限る。)することがある。
- (5) 本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 応募者が1社のみであっても、「3 参加資格要件」を満たす者であれば本プロポーザルを実施する。
- (7) 本プロポーザルでの審査の経緯及び結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (8) 本書に定めのない事項ならびに本書に疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 その他

高浜町海外留学委託業務に係る公募型プロポーザル実施要項、様式集、その他必要な情報は高浜町ホームページにおいて入手することができる。

14 担当部署及び問合せ先

高浜町教育委員会事務局

所在地:〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎第 86 号 23 番地 2

電話:0770-72-7724、FAX:0770-72-2889

E-Mail: syakai-edu@town.takahama.lg.jp